



飲食生衛しずおか



友愛と団結
秩序と繁栄
品質・価格・サービス
食の安全・安心
SDGsへの取り組み

第103号
令和5年9月28日発行

発行者

静岡県飲食業生活衛生同業組合

〒420-0034 静岡市葵区常磐町3丁目3-9 静岡生衛会館4階

TEL: 054(252)5296(代) FAX: 054(252)5279

URL: <http://shizuin-honbu.jp> E-mail: sis-honbu@ny.tokai.or.jp

第66回定時総代会開催

令和5年5月24日、三島市・みしまプラザホテルにて、第66回定時総代会が開催されました。

開会、物故者に対する黙祷に続き、森川理事長より開会挨拶がありました。

第一部は、株式会社ディグスピーク代表取締役、小沼みのり氏による「静岡全市町を取材したアナウンサーが伝授！バズる店作りとは」と題した講演会を開催し、接客の対応、話し方、笑顔の作り方、発声・表現(言い方)の仕方などについてのお話がありました。

第二部の総代会は、議長に東部会の名古屋副理事長が選任され議事が進行されました。

・中期経営計画(5か年)ビジョン

スローガン「新たな時代に向けた、組合と組合員の成長戦略」Withコロナ時代に適応した組合と組合員の強靱化を指します」

総会議事

第1号議案 任期満了に伴う総代改選

総代会議事

第1号議案 令和4年度事業報告、収支決算書、貸借対照表、財産目録、剰余金処分(案)、互助会収支決算書及び監査報告に

ついで

第2号議案 令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第3号議案 令和5年度組合費の賦課額及び徴収方法について

第4号議案 令和5年度借入金(運転資金)最高限度額の決定について

第5号議案 理事補欠選任について

総会議事・第1号議案、総代会議事・第1号議案から第5号議案は原案どおり全て承認可決されました。

第三部表彰式は、八木静岡県健康福祉部長、全飲連会長の森川理事長により、表彰状の授与が行われました。

第四部の懇親会は盛大に開催され、参加者は他支部との交流を大いに深めました。



お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか？



JASRACは、お店でのカラオケ利用をはじめ、さまざまに利用される音楽の著作権を管理しています。JASRACに支払われた使用料は、作詞家・作曲家などに分配され、次の作品を生む糧となります。カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店のご経営者の方は、JASRACへ著作権のお手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問い合わせください。

BGMの著作権手続きはインターネットでもお申し込みいただけます。▶▶▶▶▶▶



著作権使用料の例

●カラオケ

月額 3,500円 (客席面積33㎡まで)

●BGM

年額 6,000円 (店舗面積500㎡まで)

*別途消費税相当額が加算されます。

JASRAC® 日本音楽著作権協会 静岡支部

〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル5F
Tel.054-254-2621 Fax.054-254-0285

受賞おめでとうございます

静岡県健康福祉部長表彰10名

- 中島 稲一(戸田) 原賀 昭好(沼津)
- 滝口 秀樹(御殿場) 篠原 一嘉(富士吉原)
- 村越 直己(清水) 増田 博(静岡)
- 大塚 富徳(初倉) 秋野えみ子(島田)
- 大橋 秀良(天竜) 江崎 侑子(浜松中央)

全国飲食業生活衛生同業組合連合会
会長感謝状10名

- 岩田 千秋(御殿場) 田嶋 直人(富士吉原)
- 島山 寿(富士吉原) 岩崎 仁(富士宮)
- 岩堀 一博(静岡) 谷津 敦子(静岡)
- 北川 剛志(藤枝) 斉田 登(相良)
- 小野田たえ子(小笠) 萩原 孝行(袋井)

静岡県飲食業生活衛生同業組合
理事長表彰42名

- 小澤 毅(熱海) 田中 勝(熱海)
- 木村 俊一(熱海) 高橋 一美(熱海)
- 増田 真啓(伊東) 上嶋 玲子(稲取)
- 鈴木 貴子(稲取) 原田 佳見(稲取)
- 斎藤 信義(下田) 平山奈見子(下田)
- 後藤 翔馬(下田) 武 和子(大仁)
- 田中 季次(三島) 小林 訓(沼津)
- 川口 亨(沼津) 池田 幸子(沼津)
- 中西 智也(富士吉原) 山本 正子(富士吉原)
- 川上 則子(富士宮) 國持 由佳(富士宮)
- 遠藤 博子(富士宮) 海野 秀樹(静岡)
- 松下 陽介(静岡) 奥田 博海(静岡)

- 小澤 勝好(静岡) 水口智津子(静岡)
- 内田 桂一(静岡) 小西 雅紀(焼津)
- 塚本 辰美(焼津) 吉川 和宏(焼津)
- 山本 悟己(藤枝) 大竹 武(藤枝)
- 荻野 文子(藤枝) 藪崎 眞弓(藤枝)
- 渡部 晋(藤枝) 福本 鈴香(島田)
- 石田 順一(島田) 有間 悦子(島田)
- 安間 晋介(袋井) 大倉 利文(袋井)
- 徳倉 康雄(浜松中央) 平田 隆康(浜松中央)



原賀昭好様による代表謝辞

静岡県飲食業生活衛生同業組合
理事長感謝状10名

- 中野一南子(伊東) 雨宮 高彦(沼津)
- 遠藤 尚(沼津) 早川愛宮美(沼津)
- 大溝美智子(静岡) 高野 利秋(静岡)
- 村越 太郎(静岡) 山口久美子(焼津)
- 喜田志計野(島田) 川口 金美(島田)

特別表彰 永年勤続優良従業員表彰1名

- 岡本 静江(三島)

引退役員理事長感謝状4名

- 柿田 武史(熱海) 故服部 博義(沼津)
- 田中 通弘(焼津) 故伊藤 彰(掛川)

第60回全飲連
全国熊本県大会開催



て開催されました。

横山佳之熊本県飲食業生活衛生同業組合・大会実行委員長から「本大会を通じて災害からの復興と、その先の発展を、熊本豊かな食を通して感じて欲しい。」と挨拶され、森川進全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長が「組合員一丸となり、社会情勢の変化に対応して飲食業の発展につなげよう。」と式辞を述べられました。

また、大会では、飲食業の発展に貢献した個人、団体を表彰した後、岸田文雄内閣総理大臣のビデオメッセージや熊本県知事、熊本市市長らの来賓挨拶が続き、最後に消費者への安心安全の提供、SDGs推進、飲食業の発展などを盛り込んだ大会宣言を採択しました。

次期開催地は令和6年6月26日石川県金沢市において、大会キャッチフレーズに『きまっし みまっし 食べまっし!』と掲げて開催されることが発表されました。



令和5年6月14日「熊本地震からの復興・発展の未来：共にその先へ」をキャッチフレーズに、熊本県熊本市の熊本城ホールにて、来賓、各都道府県の役員・組合員など1500人が参加し

全国熊本県大会表彰受賞者

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

山崎 仁(蒲原)

自由民主党総裁感謝状

浅井 雅広(島田)

厚生労働大臣感謝状

河原崎俊行(御前崎)

厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰

柴田 孝之(静岡)

杉山 誠(浜松中央)

全国生活衛生同業組合中央会

理事長感謝状

合月 唯之(藤枝)

全飲連会長特別感謝状

島田支部

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

会長表彰

飯田 勝(伊東) 土屋 修(下田)

正木真理子(下田) 宮代 満枝(沼津)

杉山 雄一(裾野) 森田 一久(富士吉原)

増田 昌男(静岡) 山本 光祐(天竜)

静岡県委託事業

「飲食業持続可能な経営推進事業」を受託しました

ポストコロナにおいて、「持続可能な社会・経済」の実現が社会的課題としてますます注目され、飲食業においても取り組みの推進が必要になると予想されます。

また、コロナ禍を経て、消費者はサス

テナブルな消費行動への関心が高まっております。新たな顧客(消費者)へのアプローチには「持続可能な社会・経済」に対応した取り組みが必須になると考えられ、令和4年度の「飲食店における食品廃棄物削減とプラスチック廃棄物削減の取り組みの好事例の収集・手法の検討」に引き続き、令和5年度飲食店におけるSDGsの実現に向けた取り組みの検討及び食材調達、店舗運営の省エネ化についての取り組みの好事例の収集・手法の検討を実施します。

業務の実施方法等

- ①「持続可能な社会・経済」への飲食店の取組みモデルを作成
 - ②「飲食店サステナブル経営ガイドブック(食材調達・店舗省エネ化編)」(仮称)の作成、配付
 - ③「営業者向け研修会」の開催
- 県内4か所(中部2か所、東部・西部各1か所)で研修会を予定しています。お近くの会場へのご参加をお願いいたします。



収益力向上セミナー開催

全国生活衛生営業指導センター主催の「生衛業収益力向上セミナー」を、西部地区は5月30日に浜松市・グラントホテル浜松、中部地区は6月6日に藤枝市・小杉苑において開催しました。

嘉野内社会保険労務士事務所 社会保険労務士 嘉野内雅文先生を講師に招き、「収益力向上の取組ヒント」人材確保の工夫」を演題とした講演が行われ、生産性向上・収益力アップ・人材の確保、改善への取組、助成金・補助金の活用などについて具体的な事例を取り上げ、飲食業経営の上でたいへんに役立つ内容の講演となりました。

また、11月1日、三島市・みしまプラザホテルにおいて東部地区での収益力向上セミナーの開催を予定しています。



約13,000カ所のサービスステーション

全国のENEOSどこでも同一価格で使える!

※但し、高速道路のサービスエリア・パーキングエリア内のサービスステーションは除く。

給油代を安くしたい方に朗報です!!

小型車も大型車も頼れる1枚!



年会費・入会費無料!

ENEOSFCカード

(選べる2種類)



【対象車両】:表示積載量4t未満の小型車両
【購入可能商品】:ガソリン・軽油・洗車・FC指定オイル



【対象車両】:表示積載量4t以上の大型車両
【購入可能商品】:軽油・洗車・FC指定オイル
※FCの看板があるSSのみ利用可

利用料金まとめて翌月払い!
都度ごとの生産業務が削減!

キャッシュレス化!
事務作業を簡略化!

燃料価格の全国統一!
経費予測がしやすい!

お問い合わせ、お手続きは▶

組合員ミツウロコでんき・FCカード専用窓口



0120-983-037

【受付時間】9:00~18:00 (日・祝日を除く)

支部長研修会を開催

7月5日(水)、静岡市の静岡県教育会館にて「支部長研修会」を開催しました。

第1部は「飲食業の集客とIT活用」を演題に、有限会社アイ・リンク・コンサルタント 代表取締役・加藤忠宏氏を講師に招いて実施しました。

消費者(お客様)はGoogleなどのITを活用して飲食店を探している事例、Googleなどに掲載されていることや情報発信の必要性などが話されました。

また、第2部では令和5年度事業計画の確認・中間報告、「ふじのくにSDGs飲食店認証制度」説明会、「障害者差別解消法」施行義務化、「令和5年度業務改善助成金」等について説明がありました。



事務担当役員研修会を開催

8月2日(水)、静岡市・パルシェ会議室にて「事務担当役員研修会」を開催しました。

第1部は長倉正昭税理士事務所長倉正昭税理士を講師に招き「インボイス制度・電帳法説明会」令和5年度税制改正の内容・日本税理士会連合会の提言について」の講演を行いました。

第2部は日本政策金融公庫静岡支店融資第二課長白田誠一氏を講師に招き「日本政策金融公庫の融資制度と事業承継支援の取組み」について講話されました。

その後、事務局より「ふじのくにSDGs飲食店認証制度」、「障害者差別解消法」施行義務化、「令和5年度業務改善助成金」、「令和5年度の組合事業、事務処理の手続き、注意点」等についての説明があり、最後に意見交換を行いました。



助成金制度のご案内

① 令和5年度業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等の費用の一部を助成する制度

申請期限：令和6年1月31日

② 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)

2020年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年(当面は3年)に延長されています。生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組み中小企業を支援する助成制度

申請期限：令和5年11月30日

③ 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組み中小企業を支援する助成制度

申請期限：令和5年11月30日

④ 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)

2020年4月1日から、勤務間インターバル(勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けること)で働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康維持や過重労働の防止を図る制度の導入が努力義務化されました。

勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業を支援する助成制度。

申請期限：令和5年11月30日

⑤ キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度

・正社員化コース
・賃金規定等改定コース
・賞与・退職金制度導入コース
・短時間労働者労働時間延長コース
不明な点、ご質問等の問合せ先
①～⑤までの助成金制度に関するお問い合わせ先は、静岡県労働局まで。



障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から「合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務になります

合理的配慮とは、

事業所に対して障害者から何らかの配慮を求められた場合、事業所側は過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除く具体的支援を行わなくてはならないこと。

対象となる「障害者」とは？

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他的心や体の働きに障害（難病等）に起因する障害も含まれる）がある人

合理的配慮の実例

- ・読み書きが困難な方が、タブレットや音声読み上げソフトで学習できるようにする。
- ・移動が困難な方（肢体が不自由な方）が自力で移動できない場所に、スロープやエレベーターを設置する。
- ・指示理解が困難な方に、指示をひとつずつ分けて伝えたり、イラストを駆使して説明する。
- ・疲労・緊張しやすい方のために、休憩スペースを設けたり、業務時間等を調節する。
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコ

コミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明する。など

静岡県障害者差別解消相談窓口

TEL 054-252-9800

「ふじのくにSDGs 飲食店認証制度」が創設されます



主旨

静岡県は、食と農が連携したSDGsの取組拡大を推進するため、生産者・飲食店による社会貢献を「見える化」するSDGs認証制度を創設し、令和5年度から実施します。

目的

SDGsの達成に向けて取り組む飲食店を静岡県が認証することにより、付加価値の向上と事業者及び消費者のSDGsの意識醸成を図り、持続可能な地域社会の実現及び県内食関連産業の持続的発展を推進します。

対象者

静岡県内の飲食店、生産者

認証基準

地産地消、こだわり食材、環境配慮、UD対応、地域貢献活動

認証区分

ゴールド、シルバー、ブロンズの3区分。認証マークは、HPや名刺等で活用

認証の有効期間

約3年間

※認証を受けた日から3年を経過した日以後の最初の3月31日まで

SDGsに取り組むメリット

- ・食品ロスの削減等によるコスト削減
- ・消費者に対するイメージの向上
- ・環境負荷の軽減
- ・従業員のモチベーション、モラル意識の向上
- ・人材確保

制度のメリット

- ・静岡県ホームページでの紹介
- ・ふじのくにSDGs認証システムで、SDGs生産者を検索できる（飲食店と生産者のマッチングが可能。）
- ・認証マークの使用 など

制度の概要・申請の受付について

ウェブサイト「ふじのくに食の都」ポータルサイトの「ふじのくにSDGs認証制度の募集」をご覧ください。

食の安心・安全が繁盛店へのキーワードです。

イザというときの不安リスクを補償 食中毒賠償共済に必ず加入しよう！

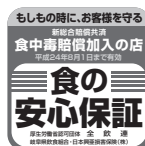
経営の大切な基本です。どこの賠償共済でも、保険でもいいから必ず入ろう。ごひいきにして頂いているお客様に対し、恩をアダで返すことの無いよう！

安いのが魅力 / 毎月、加入できます！

全飲連の食中毒賠償共済

- しっかりと衛生管理がなされていても、もしもの時は大切なお客様へ充分な対応を確保できる事が経営者としての義務であり、飲食店経営の繁栄と継続につながります。
- 共済は、組合員の相互扶助で運営。だから掛け金が安いのが魅力です。

お客様を守り
安心を提供できる
証となります！



エコノミープラン 2022年8月現在

売上げ(年間)	補償限度額	掛金(年間)
5,000万円以下	5,000万円	2,300円
1億円以下		4,900円
1.5億円以下		7,400円

●詳しくは組合本部事務局
054(252)5296まで
お問い合わせください。

支部便り

島田支部

支部長 浅井雅広

◆節分豆まき大会でお汁粉の無料配布



島田支部では、コロナ禍における営業自粛期間には弁当や惣菜等の販売イベントを手がけ、どの回も大きな反響をいただきました。コロナ禍の商売に苦戦する我々組合員には、大きな糧となり、感謝することとなりました。

アフターコロナにおいては、この感謝の意を形にして、市民の皆様にお返ししたいと考えていた島田支部は、島田おび通りの節分イベントに参加し、お汁粉の無料配布を行うこととしました。開始前より長い行列でお待ちいただき、用意していた400杯のお汁粉はあっという間に配り終えました。市民の皆様喜んでいただきました。いへん有意義な活動となりました。今後も市民の皆様との交流、日頃のご協力への還元機会が持てればと考えております。

富士吉原支部

副支部長

島山

寿

◆組合員・従業員慰安旅行

富士吉原支部では、「家康ゆかりの地・岡崎と竹膳料理」というテーマで、5月24日に恒例の慰安旅行を行いました。

コロナ第5類移行を受け、晴れて制限なしの旅行となりました。それでも参加された総勢27名は職業柄、マスクや消毒・ワクチン接種などの対策に余念がありません。

岡崎城・大河ドラマ館などを見学し、気分はすっかり戦国時代となったところで今回の旅のもうひとつの楽しみ、「竹膳料理」をいただきに真福寺へ。苜づくしの昼食膳をいただいた後にご祈祷をしていただき、次の目的地「大樹寺」では、松平・徳川家の菩提寺で若き家康公を偲び「厭離穢土欣求浄土」を思う一同。

岡崎を後にして、島田市「ばらの丘公園」で一息ついて家路につきました。慌ただしくも楽しい学びの1日、来年もまた集えることを願って。



富士宮支部

支部長

平野偉政

◆衛生講習会開催

6月26日富士宮

市民文化会館で、コロナ禍で中断していた食品衛生管理運営基準(食品衛生法)講習会を開催しました。



約230人がHACCP・食中毒をテーマに富士保健所の講話を聴き、適正な食品衛生管理について認識を高めました。

HACCPは、食品衛生における管理方法の一つとし、原材料の仕入れから製品までの各工程の中で、「食中毒や遺物混入につながる可能性のあるポイント」を見つけ、重点的に管理することで食の安全性を高められます。それには、衛生管理計画として一般的衛生・重要管理のポイントの計画表を作成し、それらに基づき確認・記録します。冷蔵は10度以下、冷凍庫はマイナス15度以下に保つこと」などを解説し、最後に衛生的な手洗いを強調して終了しました。平野支部長は、「富士宮の飲食店はコロナに負けない」をスローガンにコロナ対策に臨んだ、今後も富士宮市の協力の下、組合発展に努めたい。」と話しました。

◆静岡県最低賃金改正のお知らせ

静岡県内の事業場で働くすべての労働者(パート・アルバイト等含む)に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、令和5年10月1日から「時間額984円(改定前944円)となります。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室(電話054-254-6315)又はお近くの労働基準監督署まで。

◆各種支援策の無料相談のお知らせ

事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策を行っています。

お問い合わせは、業務改善助成金コールセンター(電話0120-01366-440)まで。また、「静岡県働き方改革推進支援センター」(電話0800-200-5451)では無料相談を受け付けています。

◆「業務改善助成金」拡充のお知らせ

中小企業・小規模事業者の皆様が生産向上を図り、事業場内の最低賃金を引き上げることが支援する「業務改善助成金」が、令和5年8月31日より対象事業場の拡大や小規模事業者への配慮等の拡充が行われました。

お問い合わせ先は、業務改善助成金コールセンター(電話0120-01366-440)まで。

日本政策金融公庫融資のご案内（組合員だけの特権です） （令和5年9月1日改正）

一般貸付金利	振興事業貸付金利	生活衛生関係営業経営改善貸付
<p>2.10%~ <small>(5年以内・担保不要)</small></p> <p>2.90% <small>(19年以上20年以内・担保不要)</small></p>	<p>組合員利用の際の設備資金 <small>(振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書提出者)</small></p> <p>1.05%~ (5年以内・担保不要) 1.85% (19年以上20年以内・担保不要)</p> <p><small>(振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書・生産性向上に係る事業計画書 提出者)</small></p> <p>0.90%~ (5年以内・担保不要) 1.70% (19年以上20年以内・担保不要)</p> <p>振興事業貸付は随時受付中</p>	<p>設備資金 1.25% (10年以内)</p> <p>運転資金 1.25% (7年以内)</p> <p>無担保・無保証人貸付(特相員による調査あり)</p>

日本政策金融公庫 静岡支店 ☎054-254-4411 沼津支店 ☎055-931-5281 浜松支店 ☎053-454-2341

新型コロナウイルス感染症特別貸付 （令和6年12月31日まで実施）

融資限度額 8,000万円(別枠)・無担保

	利率 <small>(令和5年 9月30日まで当初3年間-0.9%) (令和6年12月31日まで当初3年間-0.5%)</small>	返済期間〈据置期間〉
設備資金	<p>0.35%~ (当初3年間)</p> <p>1.25%~ (5年以内)</p> <p>2.05% (19年以上20年以内)</p>	<p>20年以内 〈うち5年以内〉</p>
運転資金	<p>0.35%~ (当初3年間)</p> <p>1.25%~ (5年以内)</p> <p>2.05% (19年以上20年以内)</p>	<p>20年以内 〈うち5年以内〉</p>

信用と実績のある組合指定店を活用ください

令和5年4月現在



商社名	代表者氏名	〒	営業所	TEL(上段)・FAX(下段)	取扱品目
(株) マスコ	代表取締役 丸塚 順子	259-0303	神奈川県足柄下郡 湯河原町土肥4-2-19	0465-63-1733 62-5977	清酒(駿河繁盛) ビール、ウイスキー
(株) リースサンキュー	代表取締役 國武 賢一	410-0813	沼津市上香貫三貫地1173-12	055-931-3939 931-6104	貸おしぼり、 玄関マット業務用雑貨 厨房用品一般
(株) 膳文堂	代表取締役 内山 賀之	420-0064	静岡市葵区本通4-1-4	054-251-3111 272-0344	各種OA機器 事務機器、 オフィス家具、文具
損害保険ジャパン 静岡法人営業部 静岡法人支社	支社長 成瀬 祐一	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア2F	054-254-2411 251-7824	保険全般 (自動車、自賠責、火災、 傷害総合等)
(株) TOKAIファシリティ営業部		420-0034	静岡市葵区常磐町2-6-8	054-273-4818 273-4949	セキュリティ エネルギー、アクア 情報通信、住宅関連
(株) ネクシーズ 静岡支店	支店長 紺谷泰由紀 080-7976-4250	420-0857	静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル6F	050-2018-8023 2018-8036	LED、空調機器・ 厨房機器レンタルサービス
(株) 大光	代表取締役 社長 金森 武	503-0947	岐阜県大垣市浅草2-66	0584-89-7777 89-7333	業務用スーパーアミカ (浜松、磐田、掛川、浜松上浅田、 静岡青閑、静岡清水)他
(株) ミツウロコヴェッセル中部	代表取締役 社長 合谷 周一	454-8514	愛知県名古屋市中川区広川町5-1	052-361-8475 361-5980	電力、給油キャッシュレス化 (ENEOS FCカード)他

飲食店の標識掲示は義務です！

2020年4月1日から、法律により飲食店の店内は、原則「**禁煙**」です。店内の状況を示す標識の掲示が必要です。



掲示には届出が必要

- 「既存特定飲食提供施設※」のみ経過措置として選択可
※2020年4月1日時点で営業している客席面積100㎡以下の経営規模の小さな飲食店
- 所在地を管轄する保健所(政令市の場合は政令市)に届出をしてください。



標識は、管轄の保健所（政令市は健康づくり担当課）で配布しています。県ホームページからダウンロードもできます。

健康増進法及び静岡県受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策についての詳細はホームページで検索！

静岡県健康増進課ホームページ

静岡県 受動喫煙

検索



「あじひかり」「するがにしき」「**飲食組合ブレンド**」

「**無洗米飲食組合ブレンド**」は、飲食組合会員様限定プライベートブランドです。

ぜひ、ご利用下さい。

「**メッセージライス**」(2合小袋脱気袋)

お店のPRにご活用下さい！！

(※デザインは自由に変えられます。)



お問い合わせは・・・ **JA静岡経済連 食糧課**

〒422-8620 静岡市駿河区曲金3丁目8番1号 TEL: 054-284-9737 FAX: 054-284-8005